（第７号の１様式）

松山市入札監視委員会　議事概要（定例会議）

（期間：令和７年４月１日～令和７年９月３０日）

<table>
<tr><td>開催日時及び場所</td><td colspan="2">令和７年１１月２７日（木）　午後２時００分から</td></tr>
<tr><td>出席委員の氏名及び職業</td><td colspan="2">泉　日出男（愛媛大学　法文学部　教授）
小浦　佳子（小浦社会保険労務士事務所　社会保険労務士）
木下　尚樹（愛媛大学　大学院理工学研究科　教授）
武田　涼子（税理士法人新玉税理士事務所　税理士）
但馬　基由（西日本建設業保証株式会社　愛媛支店　支店長）</td></tr>
<tr><td>抽出案件</td><td>総件数４件</td><td></td></tr>
<tr><td>一般競争入札</td><td>２件</td><td rowspan="3">（備考）
抽出の考え方
・入札契約方法別に無作為に案件を抽出。武田委員が案件抽出。</td></tr>
<tr><td>指名競争入札</td><td>１件</td></tr>
<tr><td>随意契約</td><td>１件</td></tr>
<tr><td rowspan="2">委員からの意見・質問とそれに対する回答等</td><td>意見・質問</td><td>回答</td></tr>
<tr><td>別紙のとおり</td><td>別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>委員会意見の内容</td><td colspan="2">審議の結果、入札契約過程に問題は認められず、委員からの意見具申なし。</td></tr>
</table>

別紙

意見・質問	回答
議題２　市発注建設工事の抽出案件の審議について 【一般競争入札】 簡水７復旧２号中島簡水東中島地区舗装復旧工事（宮野）	
・参加者の施工実績について、過去 15 年以内の施工実績や予定価格の半分程度の同種工事の施工実績といった、適正な履行がなされると思われる程度の実績というのは国土交通省の要件に準じるなど何か基準のようなものはあるのでしょうか。	・過去 15 年以内の施工実績については、国の「一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和について」という通知に基づき条件を付しています。 また、予定価格の半分程度の同種工事の施工実績については、一定の参加可能業者数の確保、今回の工事が施工可能かどうかといったところで、一般競争入札の参加条件としてこの条件を付しています。
・入札参加資格条件で、2 ヶ年度の工事成績評定点の平均点が 65 点以上であることとありますが、何か指針はありますか。また、大体の業者は満たしているのですか。	・国等の指針はありませんが、工事の施工品質等の確保のために松山市が付している条件になります。 65 点という評価内容は最低限の品質確保がされている工事になります。
・今回の参加資格を満たす市内全域の業者が何者いましたか。また、設計図書等についての質問提出期間中に質問はありましたか。一般的に質問提出期間の中で質問が出るものなのでしょうか。	・本工事に参加可能な業者は、確認できる範囲で 9 者です。本案件に質問があったかは今確認ができませんが、毎週発注を行う中で少なくとも 1 件程度は質問が出ます。
震対６基幹１８号西部配水本管布設替工事	
・低入札調査辞退というのはどういった制度ですか。	・調査基準価格を下回って入札した場合に、入札金額で履行が可能か、対象業者に対し詳細な資料の提出と説明を求める低入札調査を行います。入札参加時や開札後に低入札調

	査を辞退することが可能となっていますので、本案件では調査基準価格を下回った業者2者が低入札調査を辞退し、失格となりました。
・本案件で、Aランクの水道施設工事ができる対象業者が16者くらいだったのでしょうか。それともたくさんある中から選定されたのでしょうか。	・松山市に登録があるAランクの水道施設工事業者数はおよそ75者います。75者のうち33 者が本案件の条件となっている施工実績等を満たしており、今回は17者から申請がありました。
・低入札調査が簡単にできるのであれば、安い金額で請け負っていただくことができたのではないかと思います。辞退された理由に関してどのように認識されていますか。	・低入札調査については、労働者の賃金確保や工事の品質確保等の目的のために設定されています。基準価格を下回る入札は、自社努力や各資材の購入等で安価に工事が施工可能ということなので、松山市としても少しでも安く品質が良いものができれば問題はないかと思われます。一方、どこかにしわ寄せがあってはいけないので詳細な積算資料等を求めており、それを基に松山市が業者へヒアリングを行います。調査を辞退するかは業者の判断になります。
・入札の公告を見て各業者さんが参加で手を挙げられているかと思いますが、本案件で無資格の業者が1者いました。無資格と分かって手を挙げたのでしょうか。	・同一年度内に低入札を2回行うと3ヶ月間入札に参加できない期間が措置されます。今回の無資格者はこの期間中に勘違いにより申請を行ったことから、無資格となりました。
【指名競争入札】 施設7更新15号高井第1水源地取水ポンプ設置工事	
・今回の案件は、指名数が3者以上あればいいという中で11者指名していますが、辞退が多いということを考慮して多めに指名さ	・舗装工事と同様に、機械器具設置工事についても市内の登録業者数はあまり多くありません。施工実績等が確認できる範囲で業者

れたのでしょうか。 ・予定価格は公表していますか。また、5 者最低制限価格を下回ったということで、何か要因があるのか教えてください。	を指名しています。 ・予定価格は事前公表です。 今回、5 者最低制限価格を下回ったのは恐らく積算上の誤差と思われます。
【随意契約】 勝岡雨水排水ポンプ場監視計装盤ほか機能増設工事 ・監視計装盤等の機能増設について、当初からいずれ機能増設するような内容だったのではないかと推測するのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。 ・今回は勝岡の雨水排水ポンプ場ですが、他にもそういう施設があり、その施設の監視計装盤ほかは今回の対象となる会社以外のところが請け負っているのでしょうか。	・本工事の業務内容は、雨水排水ポンプ場という大雨が降ったときに排水する施設を遠方で監視するために、以前は電話やメール等で発報していたものをウェブの画面で見られるようにするために機能を増設して改修を行ったというものになります。本案件は建設当時と比べて遠方監視機能を高めるという内容の工事を発注しました。 ・市内には勝岡雨水排水ポンプ場以外にもポンプ場があり、当初の開設時には入札等で業者が決まります。その後今回のような増設をするときに、他の業者ではできないのか、それとも新たに行う工事で他の業者でも施工可能かどうかというのは、内容等で判断しています。
議題３　入札参加資格停止及び苦情（再苦情）申立ての状況について ・建設業法違反でも、3 ヶ月とか 2 ヶ月とか期間が異なるのは何か理由があるのでしょうか。	・基本内容がほぼ同じであれば同様の月数になりますが、機関によっては、期間が違っていたりします。今回はそれぞれの地方整備局が3ヶ月又は2ヶ月を上限としていることから、松山市も同様の期間にさせていただいて

	います。
・停止措置理由のところで、落札決定後に辞退届を出して、なおかつ、正当な理由がないというような案件がありますが、可能な限りでどういった理由であったのか教えてください。また、停止になると承知の上で辞退をされたのでしょうか。	・落札決定後に、技術者の退職に伴い業務が行えないと落札業者から辞退の申し出がありました。 停止の説明は行っており、了承の上で辞退をされました。
・資格がない者を専任の技術者に配置するなど、分かっていてやっている悪質なものなのか、それに対し３ヶ月という停止期間は妥当なのか教えてください。	・他県の事案になりますが、報道資料等によれば実務経験を満たしていない者を資格があると虚偽の申請をして配置したもので、何らかの調査で虚偽が判明し、停止措置を行ったと思われます。こういった業法違反等については他県等であってもそれぞれの地方整備局が設定した停止期間と同様にしています。
・停止の該当事項の中で、不正又は不誠実な行為というものは、何かの法律か松山市の条例等に該当するのでしょうか。	・松山市建設工事等請負業者参加資格停止措置要綱に基づき措置しています。